

◎新潟県監査委員訓令第2号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県代表監査委員 栗山 和 廣

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) (18) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の</u> 任用をすること。 (19)～(21) (略)	(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) (18) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (19)～(21) (略)